

令和 5 年 10 月 30 日

東員町議会運営委員会委員長

中村 等 様

東員町議会当委員会委員

山崎 まゆみ

研 修 報 告 書

研修期間	令和 5 年 10 月 18 日 (水) ~10 月 19 日 (木) 【2 日間】
研修 (視察) 先	10 月 18 日 京都府精華町議会 10 月 19 日 京都府久御山町議会
目的 (テーマ等)	● 通年制議会について ● 議会改革について
参加議員名 (複数の場合)	中村委員長、大崎副委員長、 大谷委員、広田委員、川瀬委員、山崎委員
資料添付の有無	有 ・ ④

※ 研修概要、内容、所感などは、次ページにご記入ください。

[議員氏名：山崎 まゆみ]

≪研修概要≫

◎精華町議会（10月18日）

- ・「議会基本条例」制定以前は” 追認議会 “の色彩が強かった。



議会改革の取組として、

- (1) すべての町長傘下の審議会から、議員を撤退させ
(執行部の審議会や委員会に、議員のあて職のポストをなくす)
- (2) すべての会議を公開
- (3) 議会広報の改革
- (4) 委員長報告の改善
- (5) 総合計画策定への提言
- (6) 政治倫理条例の制定
- (7) 防災既定の制定

・ 議会基本条例の4本の柱

- 町民参加・町民との協働
- 情報公開・説明責任
- 議会機能の発揮
- 政策提言・提案

・ 議会基本条例制定後の議会の動き

- (1) 通年議会の試行・実施
- (2) 予算決算常任委員会の事務事業評価の試行・実施
- (3) 議員報酬改定の提言
…議員の実態調査をしている最中、
報酬審議会に提出予定
- (4) 災害時の議会の対応規定にもとづく防災活動
…町防災訓練に合わせ、議会としての訓練を実施
- (5) 住民と共に学ぶ、議会講演会を開催
…会場は本会議場、住民が議席で議員が行政席
- (6) 正副議長選挙時の所信表明
- (7) 議員討議の委員会への導入
- (8) 傍聴規則の大幅改正
- (9) 議会報告会・意見交換会
…一般住民対象と各種団体対象で開催
ワールドカフェ方式による意見交換会

☆チーム議会☆

- ・ 議会制民主主義とそれを補完する諸制度を確立し、
「住民自治」を名実ともに発展させる。

◎残された課題

- ①議会基本条例の検証
- ②線審議会からの T T P
- ③議員力と議会力の発展

◎久御山町議会（10月19日）

（1）通年議会導入

- ・ 4年間検討（視察・研修）
- ・ 1年試行実施
- ・ 本格導入（令和3年3月 議会運営委員会議決）

（2）通年議会導入に伴う、議会運営の変更

- ・ 一般質問の前倒し（開会日の翌日）
- ・ 議案の委員会付託実施
- ・ 予算決算常任委員会設置
- ・ 閉会中事務調査⇒休会中事務調査
- ・ 常任委員協議会の廃止、常任委員会で行政報告を受ける

＜所感＞

新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後、今年度は”議会改革を考える“をテーマに議会運営委員会の視察研修が実施でき、充実した内容であったこと、感謝申し上げます。

特に通年議会、議長2年制についてをテーマに、研修を企画していただきました。精華町議会は通年制導入されて10年くらい、久御山町議会は通年制度導入されて3年目ということで、制度導入に至るまでのプロセスと、導入後についてのお話を伺うことができ、参考にさせていただきます。

東員町議会は現在通年制ではないが、すでに実施していることが多々あるということも確認しました。例えば予算決算常任委員会を設置していること、議案の委員会付託をしていること、常任委員会閉会中事務調査を実施していること、政治倫理条例制定していること、予算決算常任委員会による事務事業評価も今年度から実施、各委員会の調査研究にテーマ選定もしていること等々。これらにつきましても、東員町議会として、議員各人の役割や議会のあり方について、今回の両町議会の取組を参考にさせていただきながら、今後より一層精査していきたいと思えます。そして、通年制導入により、精華町議会におかれては、会計年度任用職員を1名増員されて、議会費の増額となっていることもお聞きしました。通年制にするには、事務局の仕事量が増える、増員は必須であり、経費増になるということは致し方ないと思えます。

それらのことから、今回の視察先の議会改革としての取組の中で、現東員町議会で既に取組みを進めていることが多々ある、閉会日の「閉会中審査」の議決により、年間通して常任委員会の活動をして

いられる環境にあり、委員会活動に不都合を感じないこと、通年制に移行するには、経費増額せざるを得ないこと、この二点から、「通年制実施」の議論については、私は今の東員町議会には不要であると感じた次第です。

そして今回の視察で、我が東員町議会に求められる姿勢、不足している部分としては、「チーム議会」と「議会・議員の評価検証」「住民意見の集約とそれを普遍化して提案すること」であることにも改めて強く感じました。東員町議会の議員相互で違いをリスペクトしつつ、知恵を出し合い、行政に迫る活動スタイルを確立することです。精華町議会さんの言葉で「ベストの議会にとらわれず、”より良い議会”を目指す」という言葉に感銘を受けました。前例主義は邪魔になる場合があるし、良い前例は伸ばしつつ、疑問のある前例は見直していかないといけない。そのためにも議員間討議を制度化して十分な審議をし、住民への説明責任に努めることが大切です。現在、会派のない東員町議会ですが、議員皆で協力して取り組むことが大切です。住民の意見を取り入れる事、関心ある住民を増やす取り組みの一つとして、「議会モニター・サポーター制度導入」もできれば当議会で検討し、実施できると良いと思います。

議員個々の自己改革についていつも思っていることは以下です。「執行部の議案に対し、議会での質問・質疑では単に知らないことを聞かないことが原則である」といわれています。「議案について知らないことは議員が事前に調べて置いた上で、執行部に問いただしたり、議案に盛り込まれている施策の見直しや変更の可能性を追求することが議員発言の本来の意味である」といわれています。このような本来の議会発言ができるようにすることこそ、議会改革の基本であると思います。

そして今回の視察テーマとなっははませんが、東員町議会は「議会基本条例」を策定したまま、施行後の検証を全くしていません。検証方法を決定すべきで（自己評価、議会運営委員会の評価、第三者評価、PDCAサイクルシートなど）条文ごとの評価検証をなるべく早く開始できると良いと思っています。

議会改革がファッションのためだけでなく、町民のために本当に意味のあるものでなければならぬと思います。

全国多くの地方議会が議会改革の取組に着手しており、東員町議会も決して他に引けを取ることなく、より良い議会目指して、取り組みを年々前進しています。社会情勢の変化に合わせ、より柔軟性の高い議会のあり方も求められていますし、議会活動に対してより幅広い年代の町民の方に関心を持っていただけるよう、二元代表制の一翼を担う議会としてさらなる役割を果たすために、住民参加の議会改革を進めていきたいと思っています。今回の視察研修は有意義でありました。大変お世話になり、ありがとうございました。